

令和5年6月16日

電源開発株式会社
代表取締役 渡部 肇史 様

日本野鳥の会熊本県支部
支部長 田中 忠 (公印省略)
〒861-8064
熊本県熊本市北区八景水谷 3-7-38

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
〒141-0031
東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

(仮称) 肥薩ウインドファーム 環境影響評価準備書に対する意見書

貴社が作成された(仮称)肥薩ウインドファームに係る環境影響評価準備書(以下、準備書という)に対し、下記のように意見を提出いたします。

記

(1) 対象事業実施区域の現状と周辺の自然環境および鳥類全般について

準備書に記載されている対象事業実施区域(以下、計画地という)とその周辺は熊本県と鹿児島県の県境となっている稜線を含む一帯であり、シイ、カシ類等の広葉樹とスギ、ヒノキの針葉樹などが生育する樹林環境を主とし、森林性鳥類と一部に草原性鳥類の両方が生息している。鳥類を頂点とした食物連鎖の中で豊かな生態系および生物多様性が維持されている場所であり、熊本県にとっても自然環境保全上において貴重な地域である。

熊本県側の計画地は、里山から植林地、自然林及び茶畑等の丘陵地となっており、住民の生活道路が通っている。この地で発生する斜面上昇風や上昇気流を利用してクマタカなどの猛禽類をはじめ、多くの鳥類がはるか昔から生活を営み、命をつないでいる場所である。また、計画地は鹿児島県の出水平野で越冬するツル類の主要な移動経路ではないものの、渡り時期に飛行ルートとしての利用が考えられる地域である。なお森林性のコシジロヤマドリやアオバト、アオゲラ、カケスをはじめ、草原性のホオジロ類、夏鳥のホトトギスやオオルリ、キビタキなどが生息し、複合的な環境要素も併せ持つ地域である。また、計画地の周辺には石坂川、芦刈川、頭石川、招川内川、軸谷川、田原川、坂元川の源流があることから、水源涵養保安林となっており、豊かな自然環境の中で、ヤマセミやカワガラスなどの溪流を生息環境とする鳥類も多く、昆虫や爬虫類、両生類、哺乳類など数多くの生物が生息している場所でもある。貴社はこの地に高さ150mにも及ぶ風力発電施設を33基も建設する方向で考えられているが、熊本県側のA区域8基とB区域10基を見ても、湯出川、石坂川の源流に当たる渓谷一帯の水資源は地域住民にとって重要な水源であり、多くの地区に飲料水を供給する源となっている。また、当会から方法書段階で意見を述べた通り、貴社の事業は、近年、日本で減少しつつある里山から自然林にかけての分水嶺を有する貴重な稜線一帯にかけて計画されているため、鳥類への影響だけでなく住民の生活から見てもその影響は極めて大きいことが今回の準備書でも裏付けされている。さらに、住民から建設反対運動が起こっていることから、大きな課題を抱えた計画と言わざるを得ない。

(2) 鳥類調査の結果について

準備書の10章778ページからの鳥類の定点観察や任意観察調査のところで、一般鳥類、猛禽類、ツル類の渡り、希少猛禽類の営巣調査などで得られた状況が報告されている。その結果

が表 10.1.4-16「鳥類の確認種一覧」として 17 目 44 科 104 種記載され、この地域が鳥類にとっても極めて重要な地であることが明らかになっている。特筆すべきは、ツミ、クマタカは年間を通した調査でつねに確認され、オオタカやサシバ、ミサゴなどの猛禽類までもがかなり高い頻度で出現している。さらに、ツミ、サシバ、クマタカが繁殖している状況であり、サシバ 5 巣、クマタカ 7 巣が記録されたことは、他に類を見ない密度の濃さである。

それらのことは表 10.1.4-19「希少猛禽類の月別確認例数」から見ても、クマタカの確認数が突出して多く、また、サシバとオオタカが多いことも注目すべき点として挙げられる。さらに飛翔高度に関する調査結果からは、ミサゴやハチクマ、ノスリなどの飛翔高度は、貴社で言うところの高度 M が 8 割以上である。ツミ、サシバ、クマタカについては保護の観点から掲載を控えてあるが、当会会員等による普段の観察結果からも同様に主な飛翔高度は M と考えられ、ブレードの回転範囲の高さと一致することから、バードストライクが発生する危険にさらされていると言える。

さらに表 10.1.4-84「鳥類の重要な種に対する影響予測結果」から、年間衝突個体数を推定しているが、そのほとんどの種について「ブレードへの接触への影響が生じる可能性は低いものと予測する。」としている。ブレードに野鳥がぶつかるという危険を生じさせるのは貴社であり、自然環境の保護保全に対する貴社の考え方は人間中心といわざるを得ず、まったく間違っている。本来は数値の問題ではなく、その種の生活を見て詳細に考えて取り組むべき重要な項目である。さらに、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリなどについては、「推定結果は不確実性を伴う。」として、「風力発電機設置後に事後調査でバードストライクも調査し、著しい影響が出た場合には、必要に応じて環境保全措置を検討する。」としている。しかし、事故が起きてから対応するのではなく、事故が起きないように未然に対策を講じるべきであり、著しい影響とは何かも明らかにせず、守るべきは野鳥ではなく風力発電施設に影響が出るともとれる記載は不十分で、より詳細で誤解のない記述にすべきである。

当会から方法書への意見書段階で述べた、サシバ、ツミ、ハチクマ、ノスリなどの渡り経路とナベヅル・マナヅルの移動経路の調査については、表 10.1.4-23「鳥類の重要な種の確認状況」でマナヅルが 44 例 461 羽、ナベヅルは 47 例 411 羽が確認されている。観察のほとんどは高い高度であったとされているが、風の状況等で飛行ルートが東西にぶれ、高度も低くなる可能性があることは、県内の他の場所でも当会会員等による普段の観察によって確認され、夜間の観察記録もある。これだけ多くの鳥類が計画地の上空を通過するが確認されていることは、看過できない重大な危険を含んだ結果であると言える。さらに計画地内で観察されている、ツミ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、クマタカなどについても同様であり、風車建設は大きな課題を含んでおり、回避方法がない場合は建設計画を中止することが必須である。

近年個体数の減少が懸念される夏鳥のアカショウビンやヤイロチョウ、サンコウチョウなどの繁殖の重要性についても方法書段階で当会から意見をしてきたが、準備書にはその意見が反映されていない。これらの結果から、方法書段階で意見した通り、ラインセンサス調査や渡りの時期のレーダーを用いた夜間調査をなども併用して、猛禽類はもとより一般鳥類も含めてその飛翔状況や生息状況をさらに把握し、影響を評価して、予測される影響を回避できるように、質、量ともに十分な調査を実施して公表する必要がある。ただし、後述するクマタカや上位性注目種としてのヤマガラについての詳細な調査については、その取り組みを評価できる。

(3) 上位性注目種と典型性注目種について

表 10.1.6-3 から上位性注目種としてクマタカを最も上位とし「事業の実施に伴う植生や土地の改変による影響を把握できる可能性がある。」としている。表 10.1.6-4 では 1823 例のクマタカの飛翔を広い範囲で確認し、また、年間を通した確認と繁殖ペアの営巣木も確認されるなど、生態系の視点からも注目種としては当然のことと考える。さらに、「工事と施設の有存在による、採食、繁殖、ブレードへの接触の影響が生じる可能性がある。」ことを認めている点は評価できる。また、表 10.1.6-5 では典型性注目種としてヤマガラをあげているが、「主に樹林内を飛翔することから、ブレードへの接触の影響が生じる可能性は低い。」としている。しかし樹林間の移動では、当然のことながら計画地も飛翔するので、バードストライクが発生する考えを入れていないことは、基本的な考え方に問題があると言わざるを得ない。

当会が方法書段階で意見した通り、計画地にはクマタカをはじめさまざまな希少鳥類が生息していることから、上位種と典型性種を各々1種だけ調査したのでは詳細は見え、これをもって森林全体の生態や保全のあり方を予測、評価するには無理がある。また計画地周辺には水田を有する貴重な里山環境が多くあり、クマタカだけでなくサシバやツミ、ハチクマが繁殖するなど、希少猛禽類が繁殖していることも視野に入れて、繁殖期には繁殖ステージごとに連続した日程で終日調査を実施する必要性についても意見していた。それらについても詳細な記載が見られない。再度述べるが、森林で新しい命をつなぐ野鳥たちの環境を保全すべき観点から、より多くの種についていかに詳細な調査をするかが極めて重要である。

調査されたクマタカについては、10.1.6 生態系(2)に記載され、行動圏や営巣環境、餌資源の調査結果を踏まえて衝突リスクの解析が行われている。行動圏調査では、驚くことに9ペア1702例のクマタカが確認され、6ペアの営巣木も確認されている。貴社は9ペアのうち5ペアで衝突リスクがある可能性をあげ、数値上のリスクは20年に1個体以上と推定している。しかし基本的には、1個体でも衝突の可能性のある地には建設しないという姿勢が求められる。さらに衝突した場合の責任の所在も明らかにされていない。調査を踏まえて、最も衝突の可能性が高い3基の設置を取り止めるとし、そのことで衝突は20年に1羽以下となるとしているが、設置ありきの考えでは衝突の危惧は回避できない。まして周辺地域で計画されている事業の進行が進むにつれ、衝突危機の増大が推測される。風車の設置はあくまでも人間側の都合であり、貴社は風車建設が動植物やその生息に多かれ少なかれ負荷をかけるということを十分に理解していない。言いかえると「他人の家に土足で踏み込む」事業であることを理解されておらず、残念なことに「改変による影響は小さい。」という表記になっている。

当会会員等による普段の観察からも、クマタカなどの猛禽類は貴社が言うところの飛行高度M(ブレードの高さ)を飛行することが分かっている。計画地は、これまで類を見ない個体数の多さであり、このように鳥類の生息環境が維持されているエリアはむしろ保護すべきエリアに相当すると考えられ、さらなる計画の変更が望まれる。

(4) 事後調査および環境保全措置について

貴社は、発電所アセス省令第31条第1項の規定によらずとも、下記に提案する事後調査を実施し、および影響が生じた場合には順応的管理の手法等に頼らず、下記の環境保全措置を講ずるべきである。表10.3.-1(1)で事後調査と死骸確認調査を計画しているが、調査期間が稼働後1年と短い。事後調査は施設の共用期間中は継続して実施すべきであり、そのことが環境保全措置にとって重要な手立てとなる。また前述の通り、「ブレードへの接触による著しい影響が想定される場合はさらなる環境保全措置を検討する。」としているが、著しい場合でなくとも接触が危惧されれば、検討ではなく風車の稼働を一定期間停止して、安全策を講じる必要がある。死骸調査についても確認するだけでなく、希少種の衝突事例を確認した場合、死骸を一時冷凍保存したうえで関係各所へ報告を行い、また、渡り時期に衝突事例を確認した場合は、渡りの時期が終了するまでそれらの鳥類が衝突死したと考えられる風車およびその周辺の風車の稼働を停止したうえで、それが生じた原因を解明し、その後の保全措置を講じるべきである。つまり風車の設置者は運用を閉じるまで、「作る責任、見守る責任」が生じることをしっかり認識して履行しなければならない。

また、樹木伐採地や道路拡幅後の法面の植栽種についても、十分な配慮が必要である。

「可能な限り在来種を用いた種子吹き付けまたは植樹による緑化を行う。」としているが、踏み込んだ記載がなされていないのは問題である。植物種によっては二ホンジカが好んで食べ、結果的にシカを誘引して個体数が増加し、現存のササなどを食べつくすことが危惧されることについても、当会は方法書段階で意見している。特に熊本県中央部から南部にかけてはスズタケなどがシカによって食べつくされ、ウグイスやコマドリなどの繁殖環境が消滅しているところがある。それらについても十分に調査し、食物連鎖による鳥類等のすみかを奪うことがないようにしなければならない。

(3) 経済産業大臣と県知事意見の順守について

方法書の5章と7章に記載されていた、経済産業大臣勧告と鹿児島県および熊本県の知事意

見を順守した調査を行うべきである。特に経済産業大臣勧告では「累積的な影響」を挙げ、「他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること」と述べている。また、鹿児島県知事も同様に意見している。しかし、貴社は方法書以降の取り組みを明らかにしていない。計画地周辺には貴社の他に、「大関山風力発電」、「球磨村風力発電」、「肥薩風力」、「伊佐えびの人吉ウインドファーム」の風力発電事業の計画がある。自社の計画地における影響評価を実施するだけでなく、他社とも互いに十分に情報を共有して累積的影響を評価するという視点で、繁殖する希少種はもちろんのこと一般種や渡り鳥等を含めて風車の建設がこの地域一帯の鳥類に与える影響を評価すべきである。そのことが、国民・県民の自然的財産を守るべき事業者としての姿勢である。また、累積的影響評価は、運転開始後も事後調査を実施しなければ影響の有無や程度が判断できない。これらを総括した累積的影響を評価できない限り、事業を継続してはならない。事業を推進するのであれば、累積的影響は今後は積極的に他事業者との情報交換をして評価し、公表すべき最も重要な事項である。

また熊本県知事は、「まず住民との十分なコミュニケーションに努めること」を意見している。前述の住民の反対運動に対する取り組みなどの報告もなく、当該事業は住民を第一に考えて推進すべき重責を担う事業である。建設の可否を再々度十分に検討すべき事業である。

さらに鹿児島県知事は、「インターネットでの継続閲覧」を求めている。しかし貴社は「積極的な情報公開及び説明に努めます。」としているだけで、準備書の縦覧についても期限を設定していることは、極めて企業として不誠実で知事意見にも対応していない。

(5) アセス図書の縦覧方法について

貴社によるアセス図書の公開方法が不十分なため、地域の利害関係者に周知されていないことから、地域住民等が事業内容を十分に把握できず、事業実施後に地域で混乱が生じる可能性がある。それは配慮書の閲覧者の少なさからも危惧されるが、次の2点が問題と考える。

① 周知方法の問題点

環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、貴社および行政等での閲覧等に限らず、地域での回覧やポスター掲示、チラシ配布、その他の関係機関のHP上での掲載など、より多くの人に周知するよう最大限の努力をすべきである。

② 閲覧方法の問題点

アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1～1.5か月と短く、また、縦覧場所も限られており、鹿児島県知事からの意見の通り縦覧期間を撤廃すべきである。縦覧期間内のインターネット上での閲覧は可能であるが、印刷もできないことは不便である。2000ページに及ぶアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、作業の上で無理を要して現実的ではない。作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認するのに、パソコン上では不合理である。アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかを地域住民や利害関係者等が精査できることこそが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民等との合意形成を図るうえで不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、アセス図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。すぐにはアセス図書を常時公開することが難しいようであれば、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体でのアセス図書を提供すべきである。

以上